

感 企 発 1016 第 1 号
令 和 7 年 10 月 16 日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課長
(公 印 省 略)

予防接種証明書の様式変更に関する旅行業者等への
周知について（依頼）

日頃より、感染症対策に対する御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
今般、国際保健規則（IHR）において定める「予防接種又は予防薬の国際証明書」
の国際標準様式における記載事項が変更されたことを受け、検疫法施行規則の一部を
改正し、令和7年9月19日付けで検疫所において発行する「予防接種又は予防薬の
国際証明書」の様式を変更したところです。

黄熱の予防接種に関しては、黄熱への感染を予防するだけでなく、予防接種証明書を
携帯しなければ入国できない国があるため、当該国に渡航する場合には事前に予防
接種を受け、証明書の交付を受ける必要があります。

海外旅行の際には、旅行業者の企画するツアー等を利用される方も多いことから、
海外旅行を企画する旅行業者等に対して、別添による周知に御協力いただきますよう
お願いします。